

奥州市骨髓ドナー支援事業

～骨髓ドナーの方を応援します～

市では、骨髓・末梢血幹細胞の提供者（骨髓ドナー）及び骨髓ドナーが勤務する事業者の負担を軽減するため、助成金を交付します。

骨髓等の提供を行ったドナー

助成額

骨髓等の提供に要する通院等に対して

1日2万円 ※上限7日間、14万円

要件

- 骨髓等の提供を行った日において、奥州市に住所を有している方
- 国、地方公共団体等が実施する他の制度により骨髓等の提供に係る補助等を受けていない方
- 市税等の滞納がない方

骨髓ドナーが勤務する事業者

助成額

骨髓等の提供に要する通院等に対して

1日1万円 ※上限7日間、7万円

要件

- 骨髓等の提供を行った日において、骨髓ドナー（個人事業主を除く。）が勤務している（国、地方公共団体を除く。）国内の事業者
- ※骨髓ドナーを雇用する事業者が複数ある場合は、ドナーが指定する1箇所を交付対象とします。

※最終同意以後にやむを得ない理由で骨髓等の提供を中止した場合は、骨髓等の採取に係る過程において、中止になった日までを助成対象とします。

※事業者のみの申請はできません。骨髓ドナーと同時申請又はドナー申請後の申請受付となります。

申請方法及び必要な書類等

下記の書類について、骨髓等提供日（最終同意以後に骨髓等の提供を中止した場合は、中止になった日）から90日以内に申請してください。

[申請書等様式] ※①～②は市の様式（様式は本庁健康増進課及び各支所健康増進担当で配布しています。奥州市ホームページからもダウンロードできます。）

- ①奥州市骨髓ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（骨髓ドナー用） 様式第1号
- ②奥州市骨髓ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業者用） 様式第2号
- ③骨髓等の採取が完了したことを証する書類
- ④骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談をしたことを証する書類
- ⑤骨髓ドナーとの雇用契約を証する書類（事業者のみ）
- ⑥骨髓ドナー休暇制度を導入していることを証する書類（制度を導入している事業者のみ）
- ⑦本人確認書類（免許証等の身分証明証）
- ⑧振込先口座が確認できる書類（口座通帳の写し等）

問い合わせ先・申請先 〒023-8501 岩手県奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市健康こども部健康増進課 電話 0197-34-2903